



◆お知らせ

- ・入札参加資格審査申請書の受付
- ・融資保証金詐欺にご注意!
- ・既存宅地確認制度の廃止について

お知らせ

平成17・18年度 入札参加資格審査申請書 の随時受付について

平成17・18年度に松前町が発注する物品等の入札への参加資格を希望される方は、所定の申請書の提出をお願いします。

受付

随時受付けていますが、審査・登録には2か月ほどかかります。

資格要件

営業に関して、法律上必要とされる登録等がなされていること。(営業種目・取扱品目等で要件とされている場合)

有効期間

登録された日から、平成19年3月31日まで

提出書類

入札参加資格審査申請書、使用印鑑届、印鑑証明書、業者登録票、納税証明書、商業登記簿謄本(身分証明書)、その他必要書類

町独自様式は松前町ホームページ

ホームページから印刷、もしくは監理課窓口で購入できます。
提出要領

詳細は松前町ホームページ、又は監理課窓口でご確認ください。

受付場所・問い合わせ

役場監理課

入札検査・管財係

☎985-4157

都市計画区域(市街化調整区域)における既存宅地 確認制度の廃止について

平成13年5月18日に都市計画法が改正され、市街化調整区域でこの日までに知事の確認を受けた既存宅地については、自己用の建築物に限り、5年間は、従来どおり許可不要の取扱いとなっています。このため、

- ・平成13年5月18日までに確認を受けた土地については、平成18年5月17日まで
- ・平成13年5月18日までに既存宅地の確認の申請をし、その後確認を受けた土地については、確認を受けた日から5年以内まで

に建築確認を受け、建築工事に着手していただければ、それ以降、許可が必要となり、基準に適合する用途の建築物でないと建築ができなくなりま

すので、ご注意ください。

なお、愛媛県都市計画課のホームページにも既存宅地制度の廃止に関するQ&Aを、新着情報の欄に改正都市計画法(開発許可関係)に関するQ&Aとして掲載していますので、ご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/110toshikei/000026>

43030326/osirase/kaisei-

kaihatu/kaisei.q&ahtml

お問い合わせ

役場まちづくり課計画建築係

☎985-4124

議会事務局からのお知らせ

平成18年松前町議会第1回定例会(3月議会)の開催は3月6日(月)を予定しています。

問い合わせ

議会事務局 ☎985-4130

融資保証金詐欺にご注意!

●融資保証金詐欺とは

電話やダイレクトメールなどで「融資する」と勧誘し、融資の前に保証金や手数料などの名目で現金を振り込ませる手口。言われるままに振り込んだ後、業者との連絡がとれなくなり、約束の融資は受けられないばかりか、振り込んだお金を取り返すこともできなくなるもの。過去に借り入れたことのある人が狙われることが多い。

●予防と対策

- ・「低金利・即融資」、「無審査・ブラックOK」といった宣伝文句にだまされない(雑誌の広告などにも注意!)

- ・安易な借入れをせず、自分の銀行口座などの情報をすぐに業者に教えない。
- ・被害にあった場合は、すぐに警察へ届け出ましょう。

【県関係相談窓口】

県知事登録貸金業者に係る苦情相談

松山地方局商工労政課 ☎921-6508

愛媛県経営支援課 ☎912-2480

不当請求に係る消費生活相談

愛媛県生活センター ☎926-2603

松山地方局県民生活課 ☎946-3700

法外な金利や脅迫的な取り立ての相談
各警察署